

平成26年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成26年2月17日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成26年2月17日(月)午後3時00分 開会

1. 平成26年2月17日(月)午後4時28分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 橋村 誠	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛	5番 渡邊秀俊
6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章	9番 大野忠夫
10番 鎌田 正	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉
14番 佐藤文子	15番 青柳宗五郎	16番 熊谷隆一	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

2番 高橋敏英

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 坂本昇一	消防長 菅原達美
消防次長 三浦肇	大曲消防署長 田口智大	角館消防署長 菅原一男
消防本部総務課長 森川正明	事務局次長 堂本義則	介護保険事務所長 藤井直樹
管理課参事 伊藤忠彦	介護保険事務所主幹 久米 正	管理課主査 九島芳謙
管理課主査 奈良ルミ子		

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

(4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

(6) 議案第6号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)

(7) 議案第7号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)

(8) 議案第8号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

(9) 議案第9号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

(10) 議案第10号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算

(11) 議案第11号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

(12) 議案第12号 副管理者の選任につき同意を求めることについて

議 長

(橋村誠君)

これより平成26年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。
管理者から招集のあいさつがあります。

管理者

(栗林次美君)

はい。

本日、平成26年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、今年の大雪による当広域管内の雪害状況についてご報告させていただきます。

今冬の、雪・屋根の雪下ろし等に関する事故が続いており、昨年11月から本朝までの期間で、大仙市25件、仙北市1件、美郷町10件の合計36件発生しております。そのうち亡くなった方が大仙市5名、美郷町1名であり、負傷者は30名であります。当広域消防では、安全に作業を行うために「雪下ろし技能講習会」を開催し、住民の方々にヘルメットと命綱の着用を呼びかけております。

また、屋根の雪の重みによる建物倒壊も発生しており、本日現在で、大仙市で全壊5棟、半壊1棟、一部損壊1棟、美郷町で一部損壊が2棟の合計9棟であり、ほとんどが非住家であるという報告を受けております。

さて、今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案5件、補正予算2件、平成26年度当初予算2件及び単行案2件の合計11件であります。当組合の専任の副管理者の任期が平成26年3月31日をもって満了いたしますので、その選任に関する人事案を追加提案させていただきたいと思っております。

条例案につきましては、1件目は、消費税の引上げ等に伴い、消防手数料の額を増額改定したもの、2件目は、消防法施行令の改正に伴い火災予防条例の所要の改正を行うもの、3件目は、消防組織法の改正に伴い、当広域消防の実情に合わせた消防長及び消防署長に必要な資格を定めるもの、4件目は地方税法の改正により、延滞金の割合が引き下げられたことから、介護保険の延滞金についても同様の措置をとるもの、5件目は、公務員の退職手当に関し、これまでの「勸奨退職制度」に替えて「早期退職募集制度」が国に準じて導入されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、平成26年度当初予算の概要についてであります。

一般会計と介護保険特別会計を合わせた平成26年度当初予算の総額は、207億1千302万円であり、前年度当初比較で17億9千464万4千円、率にして9.49%の増となっております。これは、中央斎場の移転改築事業に10億6千362万2千円を計上したこと、また介護保険特別会計において居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約7億7千万円の大幅増となることが要因であります。これに伴い、構成市町負担金につきましても、前年度当初と比較して10億9千979万6千円、率にして22.81%増の総額59億2千31万1千円となりましたが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成26年度の主要事業の概要についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

今年度予定しております消防車両の更新についてであります。南分署の消防ポンプ自動車は、去る12月9日に納車となり配備を完了しております。

また、これまで総務省消防庁より緊急消防援助隊車両として、燃料補給車及び資機材搬送車が無償貸与され使用しておりますが、これに加えまして指揮支援車のトヨタランドクルーザーが無償貸与され、2月13日に配備されております。災害時に要請があった場合は、緊急消防援助隊車両として出動することになりますが、それ以外は広報や訓練等に使用することができるようになっております。

また、大仙市と災害時における相互応援協定を締結しております神奈川県座間市より、高規格救急自動車が3月27日に無償譲渡されることになっております。これは私が災害対策連絡会議において、当広域消防の高規格救急自動車の配備状況を座間市側に説明したところ、非常用として保有している高規格救急自動車を譲渡していただくことになったものであり、受領後は、転院搬送等の車両として活用することとしております。

次に、平成26年度の主な事業についてであります。車両関係につきましては、車令18年以上が経過し老朽化した大曲消防署の救助工作車の更新と、車令12年が経過した中仙分署の救急自動車を高規格準拠救急自動車へ更新する経費を予算計上させていただきます。

また、平成13年度に建築しました東分署の庁舎や訓練施設の外壁の傷みが激しいことから、改修工事費を予算計上させていただきます。

次に、消防救急デジタル無線工事についてであります。建築工事及び無線の据付けは既に完了し、2月10日現在の進捗状況は90%と順調に進んでおり、2月25日から試験運用を行うこととしております。

次に、11月の議員全員協議会におきましてご承認をいただきました「大曲仙北救急ワークステーション」についてであります。現在、4月の協定書調印式に向け仙北組合総合病院側と協議しているところであります。運用開始につきましては5月1日とご報告しておりましたが、病院側の開業準備や患者引っ越し等の関係により、現在、病院側と調整しているところであります。

次に、消防功労者表彰式についてであります。例年、永年勤続の消防職員や防火防災でご尽力をいただいた個人及び事業所等を表彰しておりますが、今年度は、3月13日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催する予定であり、議員各位のご臨席を賜りたく、よろしくをお願いいたします。

また、去る2月14日に消防職員意見発表秋田県大会が行われ、当広域消防代表職員が最優秀賞を受賞し、4月に青森市で開催される東北大会に出場することになっております。なお、最優秀賞は3年連続の受賞であり、大変喜ばしく思っております。

次に、来年度の消防職員の採用についてであります。去る11月の議会定例会において、来年度採用候補者の登録数をご報告したところであります。1月に大曲消防署勤務の職員が病気により急逝したため、来年度の補欠合格者名簿の登録者を合格者名簿へ登録したところであります。これによりまして、採用候補者の登録者数は、初級職が1名増の8名、上級職が5名、職務経験者1名の合わせて14名となります。

次に斎場関係についてであります。

中央斎場移転改築事業における実施設計業務につきましては、設計業者からの請求により12月末まで委託期間を延長しておりましたが、その後の建築確認においていくつかの指摘事項があり、それらの修正点を図面等に反映させるための期間を要することから、委託期間を2月末まで再延長する変更契約を結んでおります。

なお、建築・外構・修景工事に係る工事費の積算に関しては終了しており、約9億95万円と積算されております。また、火葬炉設備の工事費につきましては、プロポーザルで選定された火葬炉メーカーより1億2千300万円と見積もられており、今次定例会に来年度当初予算案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

今後の計画といたしましては、4月に入り次第入札手続きを行い、議決に付すべき案件につきましては5月中旬までに議会臨時会を開催してお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、介護保険関係についてであります。

平成25年10月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万5千443人であり、要介護認定者は9千682人、サービス利用者は8千6人、給付額は約12億3千935万円となっております。依然、ショートステイの伸びが続いております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。

6月の公募で応募のなかった「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」と「複合型サービス」の再公募を12月に実施し、1月15日で締め切ったところ、「有限会社福寿」から、仙北市角館町勝楽地内に「複合型サービス」を開設したいという申請がありました。介護保険事務所ではこの後、申請書類の審査や現地確認の上、設置予定の仙北市と協議を行い、3月に開催される介護保険運営協議会で承認していただく予定で準備を進めて参ります。

また、去る11月27日開催の議会定例会においてご報告いたしました、秋田県内で初となる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の開設予定事業所ですが、経営者の体調不良により人材の確保が進まず、開設の見通しが立たないことから開設を断念しております。

次に、障害者雇用促進法の雇用率が改正され、広域全体として、1人以上の障害者雇用が必要になったことから、2人の方と面接を行っております。その結果、難聴のため障害者手帳6級の認定を受けている女性の方が、事務職や介護施設勤務の経験があり、加えてパソコンの取扱いにも精通していることから、4月1日から介護保険事務所の臨時職員として勤務していただくこととしております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

議長 (橋村誠君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、2番 高橋敏英君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、5番、渡邊秀俊君、6番、橋本五郎君、7番、伊藤邦彦君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」。

「平成25年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。質問を許します。14番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、14番。

議長 (橋村誠君)

はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

はい、それでは質問させていただきます。

今年度は来年からの第6期介護保険事業計画に向けての策定年度でございます。要介護認定者は毎年々々そして増加してきておりまして、比例して要介護4とか5の重度の要介護者が増加してきております。その重度者の5割のみなさんは特養ホームあるいは老人保健施設、そして地域密着型施設といったこの福祉施設に入所しておられます。また、特養待機者が大変多いというふうにも伺っておりますけれども、23年度頃から大変大幅に増えて参りました。ショートステイが特養の代替施設として利用されているケースが大変多いというふうにも伺っております。高齢者世帯の急増という状況から考えますと、特養ホームの需要はますます高まるのではないかと私は考えております。そこで伺いますのは、一つは特養ホームの待機者は何人いらっしゃるのか。またそのうち、要介護4と5の重度の方々は何人なのかお知らせいただきたいと思います。

二つ目には、施設の需要の見通しという点では特別養護老人ホームを希望されるみ

なさんはますます増えるものと思われまじけれども、そうしたことから特別養護老人ホームは増設あるいは増床という事が必要なのではないかというふうに思いまじけれども、これに対する当局のお考えはどういうふうになっておられるのかお知らせいただきたいと思いまじ。この2点についてお尋ねいたしまじ。

議 長 (橋村誠君)

答弁を求めまじ。藤井介護保険事務所長。

介護所長 (藤井直樹君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、所長。

介護所長 (藤井直樹君)

介護保険事務所藤井です。議員の皆様方には日頃から当組合の介護保険事業の運営に關しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、この場を借りてお礼申しまじ。誠にありがとうございまじ。

それでは、佐藤文子議員のご質問にお答えいたしまじ。

平成26年度は、平成27年度から29年度までの3カ年にわたる第6期介護保険事業計画の策定年度であり、施設待機者数やサービス意向などの調査を実施し、現状を把握した上で、事業計画に反映させていくものと考えておいまじ。

議員の一つ目の質問であります「特別養護老人ホームの待機者数と、そのうち要介護4・5の方の人数」についてであります。秋田県が調査しておいまじ「介護保険施設入所者数調べ」平成25年4月1日現在のデータによりますと、当圏域の特別養護老人ホームの待機者は681人で、うち要介護4の方が228人、要介護5の方が154人で要介護4と5を合わせまじと382人であり、前年度から約50人ほど増加しておいまじ。

次に、二つ目の質問の「施設需要の見通しと特別養護老人ホームの増設・増床の考え」についてであります。

待機者は今現在もショートステイやグループホーム、介護付き有料老人ホームや住宅型の有料老人ホーム等に入所、又は利用してゐる方が多いわけですが、最終的には特養への入所を望んでゐるものと思いまじ。このようなことから、組合といたしまじは5月にアンケート調査を実施し、高齢者のサービス意向を確認し、構成市町と協議しながら、特養のみならずサービス全体の必要量を見定めて参りますが、保険者の立場からは施設整備と保険料の増大の相互関係も考慮しながら、施設整備を含む全体事業計画を策定して参りたいと考えておいまじ。以上でございます。

議 長 (橋村誠君)

14番、再質問ありますか。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

最近は特にこの特養ホームがないためにショートステイに入って、ショートステイでの軽減策等があるために、特養に入らずにショートステイのままで継続したいというような、そうした正しいのか正しくないのかは別として、そうしたこの利用者側の知恵も働きながら、施設の利用者が大変増えているというふうなことであって、そうした意味からも、是非ともこの特別養護老人ホーム、有料老人ホームやグループホーム等々と比較しましても施設の体制あるいは介護者の体制、こうした状況からも非常に利用者にとっては良い施設でありますので、是非とも増床・増設という立場をとっていただければというふうなことを要望して質問を終わります。

議 長 (橋村誠君)

答弁は良いですか。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第6「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第7「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」の3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、次長。

次 長 (堂本義則君)

「議案第1号から第3号までの、消防に関する条例の一部改正及び新規制定につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに「議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の額の標準についての見直しが行われたことから、当組合の条例においても同様の改正を行うものであります。

製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査など、それぞれの審査業務等について、検査技術等が複雑化・高度化していることに伴い、書類・記録の確認に要する時間や、現地における検査所要時間が増加している現状にあります。今般、消費税の税率引上げ及び直近の人件費、物件費などの変動の影響を反映して、増額が必要と

なる表記載の25件の申請手数料について政令に合わせた改正を行うものであります。施行日につきましては、政令の一部改正施行日に合わせ、平成26年4月1日としております。

次に「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部が改正され「消防法機械器具等の検定対象品目」が見直されたことに伴い、当組合火災予防条例に引用する号にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

現在、消防長及び消防署長に必要な資格については、消防組織法第15条第2項により「政令で定める資格を有する者でなければならない」と規定されており、その資格は「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」で定められております。

しかし、政令の制定当時に比べ、消防職員として錬成できる機会が増えているとともに、その機会は各市町村において異なるため、国で一律に資格要件を定める必要性は低くなってきていると考えられます。

今般、このような背景を踏まえ、消防組織法が改正され、消防長及び消防署長の資格は、平成26年4月1日以降、政令で定める基準を参酌して各市町村の条例で定めることになったことから、当組合においても当広域消防の実情に合わせた条例を制定するものであります。

消防長の職に必要な資格としては、政令で定める3つの基準のうち「消防団長の職に2年以上あったもの」を削除し、「消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること」又は「市町の行政事務に従事した者で、市町の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること」とし、消防署長の職に必要な資格としては3つの基準のうち「消防司令補以上の階級に3年以上あったもの」と「消防副団長の職に3年以上あったもの」を削除し「消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること」と規定するものであります。

以上、議案第1号から議案第3号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 員 (田口喜義君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、田口議員。

議 員 (田口喜義君)

はい、議案第3号について質問をさせていただきます。説明を受けたんですけれども、なかなかピンとこなかったもので、この資格を定める要件は先程の説明では、現在市町村で定められているという説明というふうに私伺いました。そして、その各市町村において異なっているために一律にするということなのか、それから平成26年の今年4月1日から市町村の条例をここに定めることになっていることから当組合も条例を制定するという説明を受けました。ちょっと私、今日初めて今説明を受けたんですけれども、理解できないところがたくさんあったので、もっと分かりやすく、市町村でも市町でも政令を条例に定めて、そしてこの組合でも条例化するというものでしょうか。今まで、この条例はこの市町村圏組合にはなかったということですよね。そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

議長 (橋村誠君)

答弁を求めます。堂本次長。

次長 (堂本義則君)

はい、議長。

その政令の名前が「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」というものでございまして、「市町村の」というのは市町村で定めるということではなく、その政令の名前に付いている文言でございます。一番最初に付いている。そして、今まで基準がございましたけれどもその基準をその消防に合致するような形で自分の方に合致するように政令を参酌しまして、その消防を設置している自治体が独自に条例を制定するというふうに変ったものでございます。今現在広域の方にもこういう条例はございませんでした。新たに制定するものでございます。

議員 (田口喜義君)

分かったような分からないような、そうすればこの4月1日以降にというようなことで、消防組織法が改正になったからこういう条例を制定するというようなことなんですか。

次長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、次長。

次長 (堂本義則君)

そのとおりでございます。

議長 (橋村誠君)

いいですか。

議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (橋村誠君)

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正により、地方税の延滞金の割合を引き下げる見直しが行われたことに伴い、当組合介護保険条例の附則に規定している「介護保険料に係る延滞金の割合の特例措置」についても同様の措置をとるため、条例の一部改正を行うものであります。

延滞金の割合につきましては、平成11年の地方税法の改正において当時の低金利の状況を勘案し、その負担軽減を図るため、特例措置を設けておりました。しかし、その後も更に金利は低下し、年14.6%の延滞金の割合は現在の低金利の状況を踏まえると高すぎるといった指摘がなされたことから、今般見直しが行われ引き下げを行うことになったものであります。

議案説明資料6ページの表をご覧頂きたいと思いますが、これまでは、納期限の翌

日から1カ月以内に納付されたものについては、本則では年7.3%を加算して納付することになっておりますが、特例措置として年4.3%としております。これをさらに2.9%に引下げ、納期限を1カ月以上過ぎたものについては、本則では14.6%、特例措置はありませんでしたが、今回これを年9.2%とする特例措置を設けるものであります。

以上、議案第4号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい、堂本次長。

次長

(堂本義則君)

「議案第5号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

「国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令」が公布され、これまでの「勸奨退職制度」に替えて「早期退職募集制度」が新たに導入されました。地方公務員に対しても国に準じた規定の整備を行うよう通知がなされております。退職手当の支給に関する事項については委託している秋田県総合事務組合において規定されておりますが、今般の「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する事項」については、人事管理に関することであるため、各自治体において規定を整備する必要が生じたことから、当組合

においても標記条例を制定するものであります。

従来の「勸奨退職制度」は、特定個人の職員に対し退職の働きかけを行い、選定基準についても必ずしも明らかではなく、時として密室的に行われていたものに対し、今般導入される「早期退職募集制度」は、職員の年齢別構成の適正化を図ること及び職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的に、特定多数の職員に対して退職の働きかけを行い、選定基準についても応募条件や応募手続を事前に周知し、認定者数等を毎年公表するなど透明性が図られるものとなっております。

また、今般の退職手当制度の改正により、早期退職募集制度に応募して退職した者については、退職手当が優遇される特例措置を勸奨退職制度より拡充させる内容となっております。

施行日につきましては、総合事務組合の退職手当に関する条例の一部改正施行日に合わせ、平成26年4月1日からとしております。

以上、議案第5号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第6号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)」

日程第11「議案第7号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第12「議案第8号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次 長

(堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

議案第6号と議案第7号の平成25年度2月補正予算と、議案第8号の平成25年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料8ページの総括表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、一般会計が4千452万9千円、介護保険特別会計が2億2千683万4千円のいずれも増額で、補正の総額では2億7千136万3千円を増額し、補正後の予算総額を192億8千755万7千円とするものであります。

はじめに、「議案第6号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は9ページからとなります。

今回の補正は、民生費、衛生費、消防費は減額、諸支出金は増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千452万9千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億5千37万4千円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページからとなります。

1款分担金及び負担金1項2目社会福祉法人助成費負担金は、103万8千円を減額するもので、社会福祉法人水交会への補助実績に合わせた補正であります。

3目斎場費負担金は、365万円の減額であります。今年度分の事業費確定に合わせ、不用額を構成市町へ返還するため減額するものであります。

9目消防費負担金は、歳出に見込まれる人件費の不用額等2千86万2千円を減額するものであります。

2款使用料及び手数料は、危険物貯蔵設備検査手数料の実績に合わせ134万4千円を増額するものであります。

4款財産収入の2万7千円の増は、財政調整基金利子の増額分であります。

5款繰入金は、財政調整基金へ積み立てるため介護保険特別会計からの繰入金を5千587万円増額し、6款繰越金の1千213万1千円の増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入の70万7千円の増は、組合預金利子と職員手当の戻入れ分等でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は8ページとなります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、水交会派遣職員に係る人件費差額の確定に基づき、補助金を103万8千円減額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は、新火葬場の実施設計委託料や工事費に契約差額が生じたので、その一部を不足が予想される燃料費や電気料等に組み替えて予算措置するほか、残りの365万円を減額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、不用額が見込まれる人件費と委託料の契約差額

を減額し、その一部を今後不足が見込まれる総合事務組合費や燃料費、電気料等に充当し、2目施設整備費の備品購入契約差額と合わせた1千919万4千円を減額するものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、6千841万1千円の増額であり、一般会計と特別会計の繰越金のうち、未補正分等を基金に積み上げるものであります。

次に、「議案第7号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は12ページから、議案説明資料は11ページからとなります。

今回の補正は、総務費と地域支援事業費については減額、基金積立金と諸支出金については増額、保険給付費については組替補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2千683万4千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ165億3千718万3千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は17ページからとなります。

1款介護保険料は、収納率が当初より高くなると見込まれることから、5千858万4千円の増収となるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、711万9千円の減額であります。内訳は、2節地域支援事業費負担金の減額は事業実績の減、3節職員給与費等負担金の減額は人件費の減、4節事務費負担金の減額は事務経費の減によるものであります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金の現年度分は、交付金の額が指定されたことにより351万4千円の減額であります。過年度分収入があるため316万1千円の増額となっております。2項1目調整交付金は155万7千円の増額、2目地域支援事業交付金は事業実績の減から819万2千円の減額となっております。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金は4千31万4千円、2項1目地域支援事業交付金は409万6千円の、いずれも減額であります。

6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は2千657万5千円、2目地域支援事業支援交付金は282万7千円の、いずれも減額となっております。

4款から6款までの保険給付費と地域支援事業費に係る負担金及び交付金については、交付指定額や今後の見込額に沿って補正するものであります。

7款財産収入の31万6千円の増は、基金利子の増額分であります。

8款繰入金は、給付費財源として当初予定していた基金からの繰入金が、保険料の増収により不用となるため、全額を減額するものであります。

9款繰越金の2億6千255万7千円の増は、繰越金を全額計上するものであります。

10款諸収入は、組合預金利子、第三者納付金、返納金を合わせ241万7千円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は21ページからとなります。

1款総務費1項1目一般管理費は、時間外勤務手当と郵便料は今後の執行見込みにより減額を、委託料は、来年度の報酬改定に対応する介護保険システムの改修業務を

委託するため321万3千円を増額するものであります。

3項介護認定審査会費の435万円の減は、介護認定申請件数の減少に合わせて、認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料、認定調査委託料等を減額するものであります。

2款保険給付費は、各種サービスの実績見込みに合わせ、款の中で組替補正をするものであります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費の394万7千円の減額と2目包括的支援事業・任意事業費の293万1千円の減額は、構成市町に委託して実施している各事業実績が、見込みを下回ることから減額するものであります。

5款基金積立金は、1億2千812万円1千円の増額であり、繰越金に含まれていた24年度の保険料や基金から生じた利子の増額分を、今後の給付費に充てる財源として準備基金に積み増しするものであります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、5千255万8千円の増額であります。これは保険料還付金や、24年度の給付費及び地域支援事業費の精算に伴う国・県への返還金を予算措置するものであります。

2項1目一般会計繰出金は、5千587万円の増額であり、繰越金のうち未補正分を、財政調整基金に積み立てるために一般会計へ繰り出すものであります。

2月補正予算に引きつづき、「議案第8号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明をいたします。

議案説明資料の14ページをご覧ください。

本案は、組合同約第11条第2項の規定により、平成25年第1回定例会で議決をいただきました組合経費に係る負担金の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

ただいまご説明致しました、議案第6号の一般会計補正予算（第4号）を受け、社会福祉法人助成費負担金については103万8千円、斎場費負担金については365万円、消防費負担金については2千86万2千円のいずれも減額、議案第7号の介護保険特別会計補正予算（第3号）を受け、介護保険費負担金については711万9千円を減額し、平成25年度の負担金総額を、大仙市29億3千304万3千円、仙北市10億9千452万1千円、美郷町7億6千28万2千円、合計47億8千784万6千円とさせていただきます。

以上、議案第6号と第7号の平成25年度2月補正予算と、議案第8号平成25年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋村誠君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第9号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第14「議案第10号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」

日程第15「議案第11号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

議案第9号と議案第10号の平成26年度当初予算及び議案第11号の平成26年度組合経費にかかる負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成26年度当初予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案説明資料の15ページをお開き願います。

はじめに総括表をご覧願います。一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は207億1千302万円となっております。中央斎場の移転改築事業費に約10億6千300万円を計上したほか、介護給付費が約7億7千100万円増加することにより、前年度当初比較で17億9千464万4千円、率にして9.49%の増となるものであります。

それでは、各会計ごとの主な項目について順次ご説明させていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに、「議案第9号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算について」ご説明申し上げます。予算書は1ページでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億8千65万6千円で、前年度当初比較で9億9千253万9千円、率にして36.92%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は6ページからでございます。

1款分担金及び負担金は、35億4千392万9千円であります。事務費、社会福祉法人助成費、斎場費、病院群輪番制事業費、休日救急医療連携事業費、歯科在宅当番医制事業費、へい獣保冷センター費、消防費にかかる負担金を構成市町に求めるものであり、歳入総額の96.29%を占めております。

事務費負担金は、財務会計システム更新経費等の増額要素はあるものの、早期退職職員が前年度より減ったことに伴い、退職にかかる総合事務組合費特別負担金が前年度より1千900万円あまり減となったこと等により8千78万円の計上、社会福祉法人助成費負担金は、総合事務組合費負担金の按分率算定替え等により歳出予算は前年度より126万円ほど増となるどころ、財政調整基金から200万円を繰り入れして、前年度比約74万円の減額としたところです。斎場費につきましては、中央斎場移転改築事業費に約10億6千万円余を要することから、前年度より約10億3千900万円ほど増額の11億968万3千円となるものであります。一方、消防費負担金については、消防庁舎の修繕等工事関連経費や人件費の減により前年度比減額となっております。また、がん診療連携拠点病院支援費負担金は、昨年度をもって25年度をもって5年間の補助期間が終了したことにより負担金も廃止となるものであります。

2款使用料及び手数料は、2千827万3千円であります。内訳は3斎場の使用料が2千522万円のほか、へい獣関係の使用料・手数料と、危険物貯蔵設備の検査手数料であります。

3款国庫支出金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金2千480万円で、救助工作車購入にかかる補助金であります。

4款県支出金55万5千円は、休日救急医療連携事業にかかる補助金であります。

6款繰入金は、前年度より600万円減の6千万1千円であります。基金繰入金は、一般会計と介護保険特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。26年度の取り崩し額は、一般分は1千万円、介護分は5千万円であり、前年度比較で600万円減の総額6千万円となり、取り崩し後の残額は、議案説明資料の20ページにありますとおり、約9千800万円となる見込みであります。

議案説明資料の16ページをご覧願いたいと存じます。

8款諸収入は、2千309万6千円であります。主な内訳は、県消防学校などへの派遣職員人件費交付金、あるいは秋田自動車道救急業務支弁金等であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書のほうは10ページからになります。

1款議会費は、71万6千円で、内訳は、議員報酬と費用弁償でございます。

2款総務費は、8千98万4千円で、一般管理費の内訳は、人件費が6千615万3千円と81.83%を占めているほか、一般事務経費と、交流センター内の広域事務所経費負担金約75万円などであり、前年度比較で約1千447万円の減となっているのは、水交会派遣職員の早期退職にかかる総合事務組合費特別負担金が退職者の減少に伴い減となったことによるものであります。監査委員費は、報酬や費用弁償など、14万5千円の計上でございます。

次に、3款民生費の5千523万円は、社会福祉法人水交会に対する補助金であります。内訳は、派遣職員人件費差額分が4千129万円、後三年鴻声の里建設事業にかかる借入金償還分が1千184万円、かわ舟の里角間川の敷地賃借分が210万円となっております。

4款衛生費につきましては、26年度より斎場の通常の運営経費を1目の斎場費に、中央斎場の移転改築事業に係る経費を2目の新火葬場建設事業費に区分して計上しておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは4款衛生費についてですが、11億7千803万3千円でございます。

斎場費は、7千647万8千円で、前年度当初比較で2千118万円の減であります。内訳は、人件費や火葬用燃料費などの経常経費のほか、毎年度実施している火葬炉の補修工事費934万2千円、北部斎場屋根全面改修工事費466万5千円などがあります。当初比較で2千万円強の減額となるのは、前年度この目で実施した新火葬場の実施設計委託料や造成工事費が減額となっているためであります。

新火葬場建設事業費は10億6千362万2千円であります。本体の建築や外構、修景工事費に9億94万5千円、火葬炉の工事費に1億2千300万円、備品購入費に2千500万円、工事監理や設計監理の業務委託料に1千421万5千円の他、完了検査手数料、建設用地借上料を計上してございます。

次に病院群輪番制事業費は、2千484万円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、694万円で、経費の主な内訳は看護師賃金や医師の出務費などがあります。

歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、内訳は事業運営にかかる負担金であります。

へい獣保冷センター費は、437万8千円で、集荷処理委託料などの運営費であります。

がん診療連携拠点病院支援費は、歳入でも申し上げましたとおり、25年度をもって補助期間が終了したことにより廃止となるものであります。

5款消防費は、22億3千744万5千円で、前年度当初比較で2千231万1千円の減となっております。

常備消防費は、20億9千232万3千円で、人件費が92.61%を占めるほか、救急救命士3人の養成にかかる経費として783万6千円、大変恐縮でございますが、議案説明資料には「救急救命士4人」となっておりますが「3人」の誤りですので訂正をお願いしたいと存じます。また前年度途中から導入したネットワークシステムの

借上料616万9千円等を計上しております。

次に議案説明資料の17ページをお開き願いたいと思います。

施設整備費は1億4千512万2千円で、前年度当初比較で1千469万4千円の増となっております。主な事業は、車両2台の更新であり、大曲消防署の救助工作車Ⅱ型購入費に1億970万円、中仙分署の高規格準拠救急自動車購入費に2千410万円を計上しております。このほか、各分署庁舎等の塗装・修繕工事費に962万5千円を計上しております。

6款公債費は、7千624万5千円であり、消防施設整備事業債にかかる償還費のほか、一時借入金の利子を計上しております。

7款諸支出金の5千万3千円は、基金取り崩し分の介護保険特別会計への繰出金などであります。

8款予備費は、前年度同額の200万円の計上でございます。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、「議案第10号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。予算書の方は27ページになります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ170億3千236万4千円で、前年度当初比較で、8億210万5千円、率にして4.94%の増となっております。

歳入からご説明してまいります。予算書の方は32ページからでございます。

1款介護保険料は、28億6千799万5千円で、前年度当初比較で4千771万3千円、率にして1.69%の増であります。収納率については、現年度保険料は98%、滞納繰越分は23%で積算しております。

2款分担金及び負担金は、23億7千638万2千円で、前年度当初比較で1億2千816万9千円の増となっております。保険給付費の見込みが約7億7千100万円的大幅な増と見込まれるものの、この増額幅を少しでも軽減するために財政調整基金から5千万円を繰り入れしております。

3款使用料及び手数料の30万1千円は、介護保険料の督促手数料であります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費、3款地域支援事業費、4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

次に8款繰入金は、1億3千504万2千円であり、内訳は介護給付費等準備基金からの繰入れが8千504万2千円、財政調整基金からの繰入れが5千万円であります。

9款繰越金は、保険料の歳出還付金充当分等、150万円の計上であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は37ページからでございます。

1款総務費は、3億1千446万円であります。一般管理費は、人件費の他、障害者雇用分として臨時職員賃金118万2千円、第6期介護保険事業計画策定にかかる事業委託料等により、前年度より2千341万8千円の増額となっております。認定審査会費・認定調査等費につきましては、認定申請件数が増加する見込みと認定調査員の2名の増員により、共済費、賃金、役務費等で734万円の増となるものであり

ます。

2款保険給付費は、163億5千451万7千円であります。居宅介護・予防サービス事業費で約5億9千700万円、地域密着型介護・予防サービス費で約6千360万円の増額が見込まれることなどにより、前年度当初比較で7億7千124万4千円、率にして4.95%の増となるものでございます。

議案説明資料は19ページになります。

3款地域支援事業費は、3億5千543万円であります。各市町へ事業委託している介護予防事業費が前年度比1千78万1千円の減、包括的支援事業・任意事業費が1千60万6千円の増となり、差引き17万5千円の減となるものであります。

4款民生費は、低所得者対策への交付事業費として87万8千円の計上でございます。

6款公債費は、一時借入れが発生した場合の利子57万6千円、7款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金などの150万2千円、8款予備費については、前年度同額の500万円を計上しております。

以上、議案第9号及び第10号の平成26年度当初予算についてご説明申し上げます。引き続き「議案第11号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金」についてご説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開き願います。

本案は、組合規約第11条2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第9号と議案第10号の平成26年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては、説明資料の22ページから25ページのとおりであります。ここでは総額ベースでのご説明をいたしますので、議案説明資料27ページの負担金比較増減表をご覧ください。

負担金総額では、最後の合計欄に記載のとおり前年度当初比較で10億9千979万6千円、率にして22.81%増の59億2千31万1千円となるものであります。これを、各負担割合により算定した結果、大仙市は前年度当初比較で10億3千896万4千円増の39億9千322万6千円、構成比にして67.45%に相当いたします。仙北市は前年度当初比較で3千881万2千円増の11億4千6万8千円、構成比率で19.26%に当たります。美郷町は前年度当初比較で2千202万円増の7億8千701万7千円、構成比においては13.29%の相当ですけれども、この負担金と定めるものであります。

事務費やがん診療連携拠点病院支援費、消防費は減額ということになりますが、中央斎場移転改築事業費の増や介護給付費の伸びなど、前年度より大幅に増加する要因がございます。とりわけ大仙市は、中央斎場移転改築事業費において97.5%の負担割合、金額では約10億円を超える負担額となりますが、事業の趣旨や内容につきまして何とぞご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以上、議案第9号と第10号の平成26年度当初予算と、議案第11号の平成26年度組合経費の負担金について一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、専任の副管理者の選任についての人事案件が管理者より提出されましたので、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

従いまして、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題とします。

追加日程第1「議案第12号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、お願いします。

管理者

(栗林次美君)

はい。

「議案第12号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し

上げます。

本案は、当組合専任副管理者の鎌田榮治氏の任期が、来る平成26年3月31日をもって満了いたします。

つきましては、その後任として現在大仙市総務部長の元吉峯夫氏を選任いたしたく、組合規約第8条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

副管理者に選任されました元吉峯夫氏を議場に入場させて、就任のあいさつを願いたいと思います。

暫時休憩します。

休憩を解き、本人から就任のあいさつを願います。

新副管理者

(元吉峯夫君)

橋村議長はじめ、議員各位のお計らいを受けまして、貴重な時間をいただきまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。ただ今は、私の副管理者選任につきましてご同意を賜りまして心から御礼を申し上げたいと存じます。もとより非力非才な身ではありますが、栗林管理者、門脇副管理者、松田副管理者並びに組合職員と一丸となりまして、圏域住民の福祉向上並びに業務の円滑な遂行のために気持ちを新たに誠心誠意努めて参りたいと思いますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

議 長

(橋村誠君)

ありがとうございました。退席願ひます。

続いて、鎌田榮治君から発言の申出がありますのでこれを許します。

副管理者

(鎌田榮治君)

はい。

議 長

(橋村誠君)

副管理者 はい、鎌田副管理者。
(鎌田榮治君)

貴重なお時間を頂きまして恐縮に存じますけれども、退任にあたりまして一言御礼を申し上げたいと存じます。

平成18年4月から、管理者の補佐役として専任の副管理者を拝命以来、これまで2期8年間努めさせていただきました。

この間、無事職務を遂行できましたのは、偏に正副管理者を始め、広域議員の皆様、関係機関の皆様よりの公私にわたるご指導・ご鞭撻、そして広域並びに関係職員の皆様の多大なるご協力があればこそと、心から深く・厚く・感謝・御礼を申し上げる次第でございます。

就任時は、平成の大合併間もない、広域としても転機となります角間川・後三年両更生園の法人設立・法人への移行と、老朽化した後三年更生園の改築が命題としてございましたけれども、広域機関はもとより、地元美郷町のご協力、そして法人移行となる職員のご理解もあり、順調に推移し今日に至っていることを感謝申し上げる次第でございます。

また、二期目の懸案事業であります中央斎場改築事業では、やはり改築用地が最大の課題でございましたけれども、地元神岡・松倉の地権者の皆様のご理解・ご協力もございまして、そしてこれも地元大仙市の水道事業等多大なご協力のもと、用地基盤造成工事や建築実施設計まで準備が整いましたので、後は26年度ただいまご承認いただきました予算の順調な運営によりまして26年度建設事業の順調な工事完成を願うものでございます。

その他、色々想いがございましてけれども、やはり消防を管轄する一人として、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、それに引き続くといえますとなんでございましてけれども、やはりなんといっても23年3月の東日本大震災、そして24年2月の玉川温泉の雪崩、昨年仙北市供養佛地区の豪雨地滑り等の災害には本当に心を痛めました。中でも二度の震災に緊急消防援助隊として出動した消防職員の方々が、あまりの惨状と闘い、心にも大きな傷を負いながら、本当に心身限界を超え倒れんばかりの疲労感で帰投してくるのを迎えた時は、私も職務を超えまして感謝と尊敬の念で思わず涙した事も記憶に新しく、そんな誇らしい職員と共に出来たことも財産であると思っております。

今後の広域行政は、構成市町の財政事情が厳しくなる中、益々複雑・多様化する介護保険事業始め、かわ舟の里角間川の改築事業への対応や南北両斎場の改築事業、消防・救急業務の充実等、懸案事項がございましてけれども、何卒変わらぬご協力のもと更なる充実・発展をご期待申し上げます。

長くなりましたけれども最後に、もとより浅学非才の私に対し、身に余る広域行政補佐役という職務を賜り、正副管理者・議員の皆様方よりの公私にわたるご指導・ご協力に対し、改めて厚く御礼申し上げますとともに、私を信頼していただき最後まで私の信条でありました報告・連絡・相談を着実に実行されて公私にわたり支えていただき、またご協力を賜りました全ての関係職員の皆様に、深く感謝を申し上げまして

議 長

御礼に代えさせていただきたいと存じます。本当に長い間ありがとうございました。
(橋村誠君)
鎌田副管理者には、長い間、本当にありがとうございました。
以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。
これにて、平成26年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
大変、ご苦勞様でございました。